

第一二六回

参第一四号

継続的な役務の提供に係る取引の適正化に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、継続的な役務の提供に係る取引を公正にし、及び役務の提供を受ける者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、役務の提供を受ける者等の利益を保護し、あわせて継続的な役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「指定役務」とは、五日以上の期間にわたり、かつ、五回以上継続して提供される役務のうち、技芸又は知識の教授の役務、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術の役務その他国民の日常生活に係る取引において提供される役務であって政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、

指定役務の提供を受ける権利をいう。

- 2 この法律において「役務提供契約」とは、指定役務を有償で提供する契約（当該指定役務の対価の額が政令で定める金額に満たないものを除く。）をいい、「権利売買契約」とは、指定権利の売買契約（当該指定権利の代金の額が政令で定める金額に満たないものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「役務提供事業者」とは、役務提供契約に係る役務の提供の事業を営む者をいい、「権利販売業者」とは、権利売買契約に係る権利の販売の事業を営む者をいう。
- 4 この法律において「役務の提供を受ける者」とは、役務提供事業者と役務提供契約を締結した者をいい、「購入者」とは、権利販売業者と権利売買契約を締結した者をいう。
- 5 この法律において「特定クレジット」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 それと引換えに、又はそれを提示して特定の役務提供事業者と役務提供契約を締結

して指定役務の提供を受け、又は特定の権利販売業者と権利売買契約を締結して指定権利を購入することができる証券その他の物（以下「証券等」という。）をこれにより役務提供契約を締結して指定役務の提供を受け、又は権利売買契約を締結して指定権利を購入しようとする者（以下「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の役務提供事業者と役務提供契約を締結し、又は特定の権利販売業者と権利売買契約を締結したときは、当該利用者から当該役務提供契約に係る役務の対価又は当該権利売買契約に係る権利の代金に相当する額の金銭を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該役務提供事業者又は権利販売業者に当該額の金銭を交付すること。

二 証券等を利用することなく、特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者との役務提供契約の締結又は特定の権利販売業者が行う購入者との権利売買契約の締結を条件として、当該役務提供契約に係る役務の対価又は当該権利売買契約に係る権利

の代金の全部又は一部に相当する額の金銭を当該役務提供事業者又は権利販売業者に交付し、当該役務の提供を受ける者又は購入者から二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該額の金銭を受領すること。

三 証票等を利用者に交付し、当該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して特定の役務提供事業者と締結した役務提供契約に係る役務の対価又は特定の権利販売業者と締結した権利売買契約に係る権利の代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに受領し、当該役務提供事業者又は権利販売業者に当該役務の対価又は当該権利の代金に相当する額の金銭を交付すること。

(取引条件の表示等)

第三条 役務提供事業者又は権利販売業者は、役務提供契約又は権利売買契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該役務提供契約又は権利売買契約が成立するま

での間に、通商産業省令で定めるところにより、当該役務提供契約又は権利売買契約に関する次に掲げる事項を示し、かつ、説明しなければならない。

- 一 役務の内容並びにその提供の方法及び場所又は権利の内容並びにその行使により提供される役務の内容並びにその提供の方法及び場所
- 二 役務の提供の開始時期、期間及び回数又は権利の移転の時期並びにその行使により提供される役務の提供の開始時期、期間及び回数
- 三 役務の対価又は権利の販売価格（当該役務提供契約又は権利売買契約が特定クレジットに係るものである場合にあっては、役務の対価の一括前払価格（役務の提供の開始に先立ってその対価の全額を受領する場合の価格をいう。以下同じ。）又は権利の現金販売価格（権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格をいう。以下同じ。））
- 四 役務の対価又は権利の代金の支払の時期及び方法

五 契約の変更に関する事項

六 契約の解除に関する事項（第十条第一項から第六項まで、第十一条第一項並びに第十二条第一項及び第二項の規定に関する事項を含む。）

七 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

八 保証委託契約（第五条第一項に規定する保証委託契約をいう。次条第三号において同じ。）の締結の有無及び当該契約を締結している場合にあっては、その内容

九 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
（書面の交付）

第四条 役務提供事業者又は権利販売業者は、役務提供契約又は権利売買契約を締結したときは、役務の提供を受ける者又は購入者に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該役務提供契約又は権利売買契約に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 前条第一号から第六号までに掲げる事項
- 二 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 三 保証委託契約を締結している場合にあっては、その内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
(前払金の保全)

第五条 役務提供事業者又は権利販売業者は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は通商産業大臣の指定する者（以下「銀行等」という。）との間において、政令で定めるところにより、役務提供事業者又は権利販売業者が受領した前払金（役務の対価又は権利の代金の全部又は一部として授受される金銭その他の役務提供契約又は権利売買契約に関して授受される金銭であって当該役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の提供に先立って支払われるものをいう。以下同じ。）の全部又は一部の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等が当該返還債務のうちその額の二分の一以上の

額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が当該返還債務のうち当該部分を連帯して保証することを約する書面を役務の提供を受ける者又は購入者に交付する措置を講じた後でなければ、役務の提供を受ける者又は購入者から前払金を受領してはならない。ただし、当該役務提供事業者又は権利販売業者が受領しようとする前払金の額（既に受領した前払金がある場合は、その額（既に受領した前払金の全部又は一部が当該役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の対価又は権利の代金のうち既に提供された役務に係る部分に充当された場合にあっては、当該充当分の額を控除後の額）を加えた額）が政令で定める額以下である場合は、この限りでない。

- 2 役務の提供を受ける者又は購入者は、役務提供事業者又は権利販売業者が前項に規定する措置を講じない場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）は、前払金を支払わないことができる。

(禁止行為)

第六条 役務提供事業者又は権利販売業者は、役務提供契約又は権利売買契約に関する事項について広告をするときは、役務提供契約に係る役務の内容その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第七条 役務提供事業者又は権利販売業者は、役務提供契約若しくは権利売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は役務提供契約若しくは権利売買契約の解除を妨げるため、当該役務提供契約又は権利売買契約に関する事項であって、顧客又は役務の提供を受ける者若しくは購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 役務提供事業者又は権利販売業者は、役務提供契約若しくは権利売買契約を締結させ、又は役務提供契約若しくは権利売買契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させて

はならない。

(指示)

第八条 主務大臣は、役務提供事業者又は権利販売業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、役務提供契約に係る役務の提供又は権利売買契約に係る権利の販売に関する取引の公正及び役務の提供を受ける者又は購入者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該役務提供事業者又は権利販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 役務提供契約若しくは権利売買契約に基づく債務又は役務提供契約若しくは権利売買契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 前号に掲げるもののほか、役務提供契約に係る役務の提供又は権利売買契約に係る権利の販売に関する行為であって、役務提供契約に係る役務の提供又は権利売買契約

に係る権利の販売に関する取引の公正及び役務の提供を受ける者又は購入者の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの。

(業務の停止等)

第九条 主務大臣は、役務提供事業者若しくは権利販売業者が第三条から第七条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において役務提供契約に係る役務の提供若しくは権利売買契約に係る権利の販売に関する取引の公正及び役務の提供を受ける者若しくは購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは権利販売業者が同条の規定による指示に従わないときは、当該役務提供事業者又は権利販売業者に対し、一年以内の期間を限り、役務提供契約に係る役務の提供又は権利売買契約に係る権利の販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役務の提供を受ける者等による契約の解除等)

第十条 役務の提供を受ける者又は購入者は、第四条の書面（第二条第五項第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約の場合にあっては、第四条の書面及び第十六条第四項の書面。以下同じ。）を受領した日から起算して十四日を経過したとき及び第四条の書面を受領し、かつ、初めて役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の提供があった日から起算して八日を経過したときを除き、書面により役務提供契約又は権利売買契約の解除を行うことができる。この場合において、役務提供事業者又は権利販売業者は、当該役務提供契約又は権利売買契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の規定による役務提供契約又は権利売買契約の解除は、当該役務提供契約又は権利売買契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による役務提供契約又は権利売買契約の解除があった場合には、当該役

務提供契約又は権利売買契約の解除によって生ずる債務の履行に要する費用は、役務提供事業者又は権利販売業者の負担とする。

- 4 役務提供事業者又は権利販売業者は、第一項の規定による役務提供契約又は権利売買契約の解除があった場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利売買契約に係る権利の行使により役務が提供されたときにおいても、役務の提供を受ける者又は購入者に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。
- 5 役務提供事業者又は権利販売業者は、第一項の規定による役務提供契約又は権利売買契約の解除があった場合において、当該役務提供契約又は権利売買契約に関して金銭を受領しているときは、役務の提供を受ける者又は購入者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 6 役務の提供を受ける者又は購入者は、第一項の規定による役務提供契約又は権利売買

契約の解除を行った場合において、当該役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の提供に伴い役務の提供を受ける者又は購入者の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は権利販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

7 前各項の規定に反する特約で役務の提供を受ける者又は購入者に不利なものは、無効とする。

第十一条 役務の提供を受ける者又は購入者は、第四条の書面を受領した日から起算して十四日を経過した後又は同条の書面を受領し、かつ、初めて役務提供契約若しくは権利売買契約に係る役務の提供があった日から起算して八日を経過した後（次条において「クーリング・オフ期間経過後」という。）において、役務提供事業者又は権利販売業者が役務提供契約又は権利売買契約に係る第四条第一号から第三号までに掲げる事項を役務の提供を受ける者又は購入者の同意を得ないで変更した場合には、将来に向かって当

該役務提供契約の解除を行い、又は当該権利売買契約の解除を行うことができる。この場合において、役務提供事業者又は権利販売業者は、当該役務提供契約又は権利売買契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 2 前項の規定に反する特約で役務の提供を受ける者又は購入者に不利なものは、無効とする。

第十二条 役務の提供を受ける者又は購入者は、クーリング・オフ期間経過後において、前条第一項に規定する場合を除くほか、負傷、疾病、精神又は身体の障害、転任に伴う住居の移転その他役務の提供を受ける者又は購入者のやむを得ない事情により役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の提供を受けることができないこととなった場合には、将来に向かって当該役務提供契約の解除を行い、又は当該権利売買契約の解除を行うことができる。

- 2 役務提供事業者又は権利販売業者は、第一項の規定により役務提供契約又は権利売買

契約が解除された場合には、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の損害賠償又は違約金の支払を役務の提供を受ける者又は購入者に対して請求することができない。

- 一 当該役務提供契約又は権利売買契約の解除が当該役務の提供の開始又は当該権利の移転の前である場合 当該役務の全部の対価又は当該権利の販売価格に相当する額に百分の十を乗じて得た額
- 二 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始の後である場合 当該役務の全部の対価に相当する額から当該役務の既に提供された部分の対価に相当する額を控除して得た額に百分の十を乗じて得た額
- 三 当該権利売買契約の解除が当該権利の移転の後である場合 当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を控除して得た額に百分の十を乗じて得た額

3 前二項の規定に反する特約で役務の提供を受ける者又は購入者に不利なものは、無効とする。

(役務提供事業者等による契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)

第十三条 役務提供事業者又は権利販売業者は、役務提供契約又は権利売買契約を解除した場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を役務の提供を受ける者又は購入者に対して請求することができない。

- 一 当該役務提供契約又は権利売買契約の解除が当該役務の提供の開始又は当該権利の移転の前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 二 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始の後である場合 当該役務の既に提供された部分の対価に相当する額

三 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額
(当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還された時における価額を控除して得た額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)

四 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額
(支払義務が履行されない場合の損害賠償等の額の制限)

第十四条 役務提供事業者又は権利販売業者は、役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の対価又は権利の代金の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(役務提供事業者又は権利販売業者が、役務提供契約又は権利売買契約を解除した場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該役務の既に提供された部分の対価又は当該権利の販売価格に相当する額から既に支払われた当該役務の対価又は当該権利の代金の額を控除して得た額にこれに対する法定利率による遅延損害金

の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を役務の提供を受ける者又は購入者に対して請求することができない。

(特定クレジットの取引条件の表示)

第十五条 特定クレジットの事業を営む者(以下「特定クレジット業者」という。)は、第二条第五項第一号に規定する特定クレジットをするため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定クレジットをする場合における取引条件に関する次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 特定クレジットに係る役務の対価又は権利の代金(特定クレジットの手数料を含む。

)の支払の期間及び回数

二 通商産業省令で定める方法により算定した特定クレジットの手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 特定クレジット業者と特定クレジットに係る契約を締結した役務提供事業者又は権利

販売業者（以下「特定クレジット関係役務提供事業者等」という。）は、第二条第五項第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該役務提供契約又は権利売買契約が成立するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、当該役務提供契約又は権利売買契約に関する次に掲げる事項を示し、かつ、説明しなければならない。

- 一 役務の提供を受ける者又は購入者の支払総額（特定クレジットにより役務を提供し又は権利を販売する場合の役務の対価又は権利の販売価格及び特定クレジットの手数料の合計額をいう。次条第四項において同じ。）
 - 二 特定クレジットに係る役務の対価又は権利の代金の全部又は一部（その対価又は代金の全部又は一部に係る特定クレジットの手数料を含む。）の支払の期間及び回数
 - 三 通商産業省令で定める方法により算定した特定クレジットの手数料の料率
- 3 特定クレジット業者は、第二条第五項第三号に規定する特定クレジットをするため証

票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定クレジットをする場合における取引条件に関する次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

- 一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法
 - 二 通商産業省令で定める方法により算定した特定クレジットの手数料の料率
 - 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
- 4 特定クレジット業者は、第二条第五項第一号又は第三号に規定する特定クレジットをする場合の取引条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、それぞれ第一項各号又は前項各号に掲げる事項を表示しなければならない。
- 5 特定クレジット関係役務提供事業者等は、第二条第五項第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約に関する取引条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に第二項各号に掲げる事項を表示しな

ればならない。

(特定クレジットに係る書面の交付)

第十六条 特定クレジット業者は、役務の提供を受ける者又は購入者が特定クレジット関係役務提供事業者等と第二条第五項第一号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該特定クレジットに関する次に掲げる事項を記載した書面を役務の提供を受ける者又は購入者に交付しなければならない。

- 一 役務の提供を受ける者又は購入者の支払総額（当該役務提供契約に係る役務の対価の一括前払価格又は当該権利売買契約に係る権利の現金販売価格及び特定クレジットの手数料の合計額をいう。）
- 二 特定クレジットに係る各回ごとの役務の対価又は権利の代金（特定クレジットの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 特定クレジット業者は、役務の提供を受ける者又は購入者が特定クレジット関係役務提供事業者等と第二条第五項第三号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該特定クレジットに関する次に掲げる事項を記載した書面を役務の提供を受ける者又は購入者に交付しなければならない。

一 当該役務提供契約に係る役務の対価の一括前払価格又は当該権利売買契約に係る権利の現金販売価格

二 弁済金の支払の方法

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 特定クレジット業者は、第二条第五項第三号に規定する特定クレジットに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げ

る事項を記載した書面を役務の提供を受ける者又は購入者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期

二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

4 特定クレジット関係役務提供事業者等は、第二条第五項第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約を締結したときは、役務の提供を受ける者又は購入者に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該役務提供契約又は権利売買契約に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 役務の提供を受ける者又は購入者の支払総額

二 特定クレジットに係る各回ごとの役務の対価又は権利の代金の全部又は一部（その対価又は代金の全部又は一部に係る特定クレジットの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(特定クレジット業者による契約の解除等の制限)

第十七条 特定クレジット業者は、特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の対価又は権利の代金に相当する額の金銭の受領に係る契約（以下この項において「受領契約」という。）について前条第一項第二号若しくは第四項第二号の支払分又は同条第三項第二号の弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、支払分又は弁済金の支払の遅滞を理由として、受領契約を解除し、又は支払時期の到来していない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第十八条 特定クレジット業者は、第二条第五項第一号又は第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の対価又は権利の代金に相当する

額の金銭の受領に係る契約（以下この条において「受領契約」という。）を解除した場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該受領契約に係る支払総額（第十五条第二項第一号に規定する支払総額又は第十六条第一項第一号に規定する支払総額をいう。次項において同じ。）に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を役務の提供を受ける者又は購入者に対して請求することができない。

- 2 特定クレジット業者は、前項の受領契約について第十六条第一項第二号又は第四項第二号の支払分の支払の義務が履行されない場合（特定クレジット業者が、受領契約を解除した場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該受領契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同条第一項第二号又は第四項第二号の支払分の額を控除して得た額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して得た額を超える額の金銭の支払を役務の提供を受ける者又は購入者に対し

て請求することができない。

(特定クレジット業者に対する抗弁)

第十九条 役務の提供を受ける者又は購入者は、第二条第五項第一号又は第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約に係る第十六条第一項第二号又は第四項第二号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該役務提供契約又は権利売買契約の締結及びその履行につき当該役務提供契約又は権利売買契約を締結した特定クレジット関係役務提供事業者等に対して生じている事由をもって、当該支払の請求をする特定クレジット業者に対抗することができる。

2 前項の規定に反する特約であって役務の提供を受ける者又は購入者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の規定による対抗をする役務の提供を受ける者又は購入者は、その対抗を受けた特定クレジット業者からその対抗に係る同項の事由の内容を記載した書面の提出を求

められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

第二十条 第二条第五項第三号に規定する特定クレジットに係る弁済金の支払については、当該弁済金の支払が、その支払の時期ごとに、次の各号に規定するところにより当該各号に掲げる当該特定クレジットに係る債務に充当されたものとみなして、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十六条第一項第二号又は第四項第二号の支払分」とあるのは「第十六条第三項第二号の弁済金」と読み替えるものとする。

一 遅延損害金があるときは、それを優先し、次に、当該特定クレジットの手数料、これら以外の債務の順で、それぞれに充当する。

二 前号の遅延損害金については、その発生が早いものから順次に充当する。

三 第一号の手数料については、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

四 遅延損害金及び特定クレジットの手数料以外の債務については、その特定クレジットの手数料の料率が高いものから順次に充当し、その充当の順位が等しいものについ

ては、その債務が発生した時期が早いものから順次に充当する。

- 2 前項に定めるもののほか、第二条第五項第三号に規定する特定クレジットに係る弁済金の支払に関し前条の規定を準用するために弁済金の充当について必要な事項は、政令で定める。

(報告及び立入検査)

第二十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより役務提供事業者若しくは権利販売業者に対し報告をさせ、又はその職員に、役務提供事業者若しくは権利販売業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

(適用除外)

第二十二條 この法律の規定は、役務提供契約に係る役務の提供又は権利売買契約に係る権利の販売であって次に掲げるものについては、適用しない。

一 役務の提供を受ける者又は購入者が営業のために又は営業として行うもの

二 本邦外に在る者に対するもの

三 国又は地方公共団体が行うもの

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行うもの(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行うものを含む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二又は地方公務員法(

昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十二条の団体

八 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行うもの

六 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人その他政令で定める者が行うもののうち、役務の提供を受ける者又は購入者の利益を損なうおそれがないものとして政令で定めるもの

(経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣)

第二十四条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該役務提供契約又は権利

売買契約に係る役務の提供を行う事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第二十五条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第九条第一項の規定による命令に違反した者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条又は第十五条第二項の規定に違反して示さず、又は説明しなかった者
- 二 第四条、第十五条第一項若しくは第三項又は第十六条第一項から第四項までの規定

に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない
書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

三 第五条第一項の規定に違反して前払金を受領した者

四 第六条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも
著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

五 第八条の規定による指示に違反した者

六 第十五条第四項又は第五項の規定に違反して表示しなかった者

七 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法
人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第四条、第十条から第十四条まで並びに第十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この法律の施行前に締結された役務提供契約又は権利売買契約については、適用しない。

2 第五条の規定は、この法律の施行前に締結された前払金の支払に係る契約に基づく前払金については、適用しない。

3 第十六条第三項及び第十七条の規定は、第二条第五項第三号に規定する特定クレジットに係る弁済金のうちそれを支払うべき時期がこの法律の施行日以後に到来するものに

ついて、適用する。

- 4 第十八条の規定は、第二条第五項第一号又は第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約に係る役務の対価又は権利の代金に相当する額の金銭の受領に係る契約でこの法律の施行前に締結されたものについては、適用しない。
- 5 第十九条の規定は、この法律の施行日以後役務の提供を受ける者又は購入者が締結した第二条第五項第一号又は第二号に規定する特定クレジットに係る役務提供契約又は権利売買契約に係る第十六条第一項第二号又は第四項第二号の支払分について、適用する。
- 6 第二十条の規定は、この法律の施行日以後役務の提供を受ける者又は購入者がそれと引換えに、又はそれを提示して役務提供契約又は権利売買契約を締結した証票等に係る第二条第五項第三号に規定する特定クレジットに係る弁済金のうち、第二十条の規定を適用した場合には当該役務提供契約又は権利売買契約に係るものとみなされることとなるものの支払について、適用する。

理 由

継続的な役務の提供に係る取引の現状にかんがみ、役務の提供を受ける者等の利益を保護し、あわせて継続的な役務の提供を適正かつ円滑にするため、契約時の書面の交付、クーリング・オフ、前払金の保全、クレジット利用の場合の抗弁の接続等の措置を講じて、継続的な役務の提供に係る取引を公正にし、及び役務の提供を受ける者等が受けることのある損害の防止を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。